



基準のポイント



1 家庭動物の多様化へ対応するために、これまでの犬・ねこ中心の基準から、家庭で飼育される動物（哺乳類、鳥類、爬虫類）を対象とした飼い方の基準としました。



2 人と動物の共生社会の実現のために、飼い主の責任を重視しています。

- 動物を飼う前に、飼おうとする動物の習性などをよく調べ、責任を持って最後まで面倒を見ることが出来るかよく考えること
- 飼い主を明示する措置を推進すること
- 繁殖制限のための措置を徹底すること
- ねこの室内飼育を推進すること
- 学校において適切な動物の飼育を確保すること



3 自然環境に配慮した飼育を求めています。

- 家庭動物を逃がしてしまったり、放し飼いをすることによって、野生動物の生活を圧迫してしまうことのないよう、自然環境の保全に配慮した飼育を飼い主の責務として明記しています。

ペットもあなたの家族です

しつけと愛情は欠かせません

飼い主のモラルが問われています。
近隣や周囲の人に迷惑をかけることなく、
楽しく快適にペットと暮らすためにも
しつけは欠かせません。
ペットは飼い主を選べません。
愛情と責任を持って飼いましょう。
責任をもって飼うことが
できない場合には、
不妊・去勢処置を行いましょう。



動物愛護週間

9月20日から26日

「動物の愛護及び管理に関する法律」で
毎年9月20日から26日は、
動物愛護週間と定められています。

動物の愛護管理に関するお問い合わせは、お近くの都道府県等担当窓口へ

環境省自然環境局総務課 動物愛護管理室

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

HP:<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/index.html>

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています